

## 第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

### 環境目標1. 【地球環境】温暖化対策に取り組み、脱炭素社会を目指すまち

#### 個別目標 I. 第2次ちちぶ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

##### （1）計画の背景と目的

地球は、太陽からのエネルギーによって地表が暖められ、地表から放射される熱を二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが吸収することで大気を暖めています。しかし、温室効果ガスの大気中濃度が高まり、吸収される熱量が増加することで、気温が上昇します。この現象を地球温暖化といいます。

第1次計画では、緊急かつ人類共通の課題として、圏域全体で地球温暖化対策への取組を積極的に推進し、温室効果ガスの削減に努めるため、第1次区域施策編を内包しました。

今回、第1次区域施策編が計画期間の終了を迎えたことに伴い、これを改定し、第2次区域施策編を策定しました。

##### （2）対象とする温室効果ガス

圏域の温室効果ガス排出量の算定は、環境省が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省、令和4年3月）（以下、「算定マニュアル」とします。）に基づき行いました。

本計画で算定対象とする温室効果ガスの種類は、算定マニュアルに基づき表 4-1 に示すとおりです。

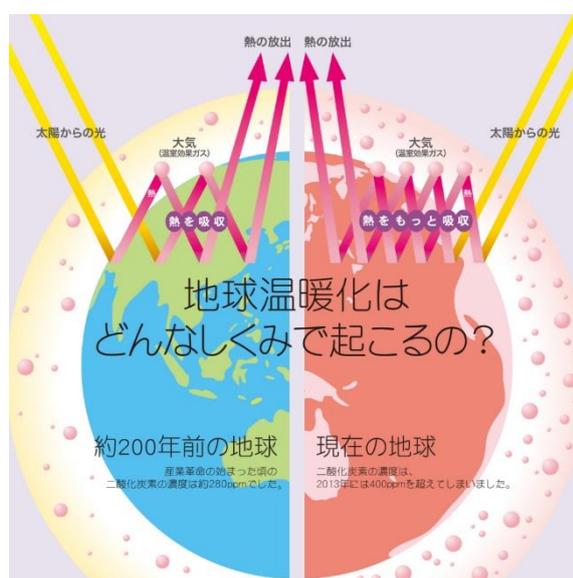


図 4-1) 地球温暖化のメカニズム

出典：JCCCA-全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより

表 4-1) 本計画で算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガス種	地球温暖化係数	算定対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	○
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	○
代替フロン等 4 ガス		—※
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	12~14,800	
パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390~17,340	
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200	

※代替フロン等 4 ガスは、圏域内の特定事業所において排出が認められなかったため、算定対象外としました。

### (3) 圏域の温室効果ガス排出量

第2次区域施策編の基準年度は、国の地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）と整合を図り、2013（平成25）年度とします。

圏域における温室効果ガス排出量の推移は図4-2に示すとおりです。2013（平成25）年度から2015（平成27）年度までは減少傾向にありますが、2016（平成28）年度にやや増加しました。これは、特定事業所からの排出量が増加したことが主な要因と考えられます。その後、2017（平成29）年度からは再び減少に転じ、算定可能な直近年度である2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は2,023,491t-CO<sub>2</sub>となっています。

また、一般廃棄物における2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は基準年度比で31.1%増加しており、ごみの排出量やプラスチックごみ割合を削減する対策が求められます。

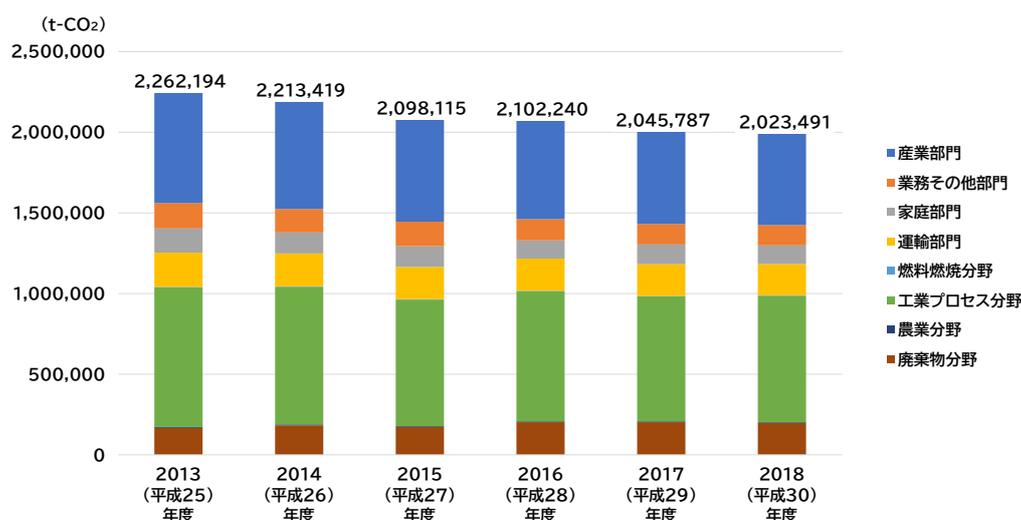


図 4-2) 圏域の温室効果ガス排出量の推移

#### (4) 削減目標

わが国では、「2030（令和 12）年度の温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けた挑戦を続けていく」とする削減目標とともに、温室効果ガス排出量を実質ゼロとした「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を掲げています。

圏域では、秩父市が「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げていることから、2050（令和 32）年カーボンニュートラルに向けた国の目標に倣い、以下の目標を設定します。

2030（令和 12）年度における温室効果ガス総排出量を  
2013（平成 25）年度比で **46%** 削減

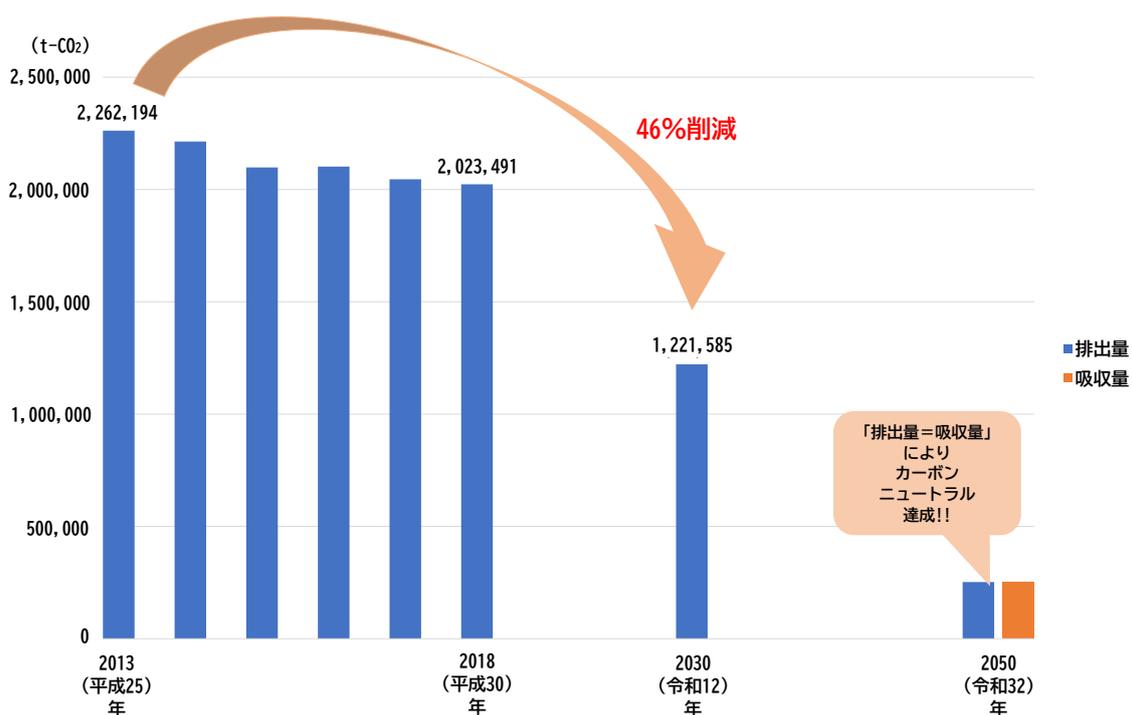


図 4-3) 温室効果ガス排出量削減目標

## (5) BAU (現状すう勢)

2013 (平成 25) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの温室効果ガス排出量の実績値を元に、本計画の計画期間である 2032 (令和 14) 年度までの温室効果ガス排出量の BAU をトレンド予測により表 4-2 のとおり算出しました。

圏域の温室効果ガス排出量は、2018 (平成 30) 年度から追加的な対策を見込まないまま推移した場合、2030 (令和 12) 年度には 1,784,480t-CO<sub>2</sub> となり、基準年度比で 21.1% 減少すると推計され、現状のままでは削減目標を達成することができません。今後、削減目標の達成に向けた対策を講じる必要があります。

表 4-2) BAU と目標値との比較

	2013 (平成 25) 年度	2018 (平成 30) 年度	2030 (令和 12) 年度	2032 (令和 14) 年度
実績値 (削減率)	2,262,194	2,023,491 (10.6%)	—	—
BAU (削減率)	—	—	1,784,480 (21.1%)	1,760,001 (22.2%)
目標値 (削減率)	—	—	1,221,585 (46.0%)	1,087,934 (48.1%)

## (6) 森林吸収量

圏域における森林による二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 吸収量を、表 4-3 のとおり推計しました。この推計の対象となるのは、圏域内各市町の「森林計画対象森林」で、2013 (平成 25) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの森林蓄積の変化量から 5 年間の炭素蓄積を求め、単年度当たりの CO<sub>2</sub> の吸収量を推計したものです。

緑豊かな本地域において脱炭素社会を目指していくためには、森林による吸収量は非常に重要です。このことから、今後も森林吸収量を維持・増加させていくためには圏域内の各市町が連携・協力し、吸収源対策としての森林整備の実施に努める必要があります。

表 4-3) 森林による CO<sub>2</sub> 吸収量

自治体名	吸収量 (t-CO <sub>2</sub> /年)
秩父市	109,857
横瀬町	14,300
皆野町	13,649
長瀬町	2,964
小鹿野町	44,522
計	185,292

## (7) 課題

- 圏域の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降減少傾向にあります  
が、2030（令和 12）年度の削減目標達成に向け、更なる省エネルギー対策の  
推進や再生可能エネルギー設備の導入促進などによる、温室効果ガス排出量を削  
減する取組が必要です。住民・事業者へのイニシアチブを図るため、圏域の各市  
町は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を推進する必要があります。
- 住民意識調査の結果から、圏域の住民が所有する自動車はガソリン車が約8割を  
占め、今後はクリーンエネルギーを使用した次世代自動車の普及が求められます。

## (8) 環境施策

施策名	具体的な取組
①省エネルギー対策の推進	公共施設、各家庭及び事業所等の省エネリフォームを推進するとともに、公共施設の空調設備や照明設備に省エネ機器を導入し、率先して省エネルギー対策を実行します。
	自動車の運転に伴う温室効果ガス排出量の削減のため、エコドライブを推進します。
	電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）・クリーンディーゼル自動車（CDV）といった次世代自動車の普及を促進します。
	住宅や事業所で行える省エネ対策に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
②再生可能エネルギーの利用推進	公共施設、各家庭及び事業所等における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
	住宅や事業所への再生可能エネルギー設備の導入に関する情報提供等により普及啓発を図ります。
③温室効果ガス排出量の削減と吸収源の確保	CO <sub>2</sub> を吸収し、炭素を貯蔵する機能を持続的に発揮させるため、間伐や伐採後の再造林などの森林整備を推進します。
	間伐や伐採により得られた木材を、バイオマス資源として有効活用を推進します。

## 〈環境配慮指針〉

### 住民の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギー設備の設置に努めます。
- 節電や節水に努め、家庭での省エネを図ります。
- 次世代自動車の導入に努めます。
- エコドライブを実践します。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。
- 省エネ性能の高い家電製品等の使用に努めます。

### 事業者の取組

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システム、中小水力発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- 工場等の生産ラインや事業所の空調などエネルギー使用設備の省エネルギー化を推進します。
- 次世代自動車の導入を推進します。
- CO<sub>2</sub> 排出の少ない電力の使用に努めます。
- 燃料として、木質バイオマス等の利用に努めます。
- 節電や節水に努め、オフィスでの省エネを図ります。
- エコドライブを実践します。
- エコアクション 21 の認証取得や、事業の脱炭素化等の環境に配慮した経営に取り組みます。
- 公共交通機関を可能な限り利用します。

## 環境目標2. 【資源循環】資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち

### 個別目標 I. ごみの減量化の推進

#### (1) 課題

- 住民意識調査では、第1次計画で施策とした「ごみの減量化の推進及び意識啓発」、「ごみの適正処理の推進」は、重要度と満足度ともに高い結果が得られました。しかし、前掲「第2章 2. 圏域の概況」で示したとおり、ごみの排出量が増加傾向にあることから、本計画でも「ごみの減量化」を推進する必要があります。

#### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組	
①3R+Renewable の推進	Reduce	食品ロスの削減を推進します。
		パッケージや梱包材等の過剰包装の削減を推進します。
		マイ箸・マイボトル・マイバッグ等の利用を促進します。
		ペーパーレス化を推進します。
	Reuse	フリーマーケットやバザーの開催を促進し、広報紙や公共施設の掲示板などを利用して情報発信に努めます。
		古本屋や古着屋などのリユースショップの利用を促進します。
	Recycle	リサイクル商品の購入を推進します。
		小型家電のリサイクルを促進します。
		ビン・缶・ペットボトル・金属製品など、資源ごみの分別を促進します。
		印刷用紙やトイレトーパーなどの再生紙の利用を促進します。
	Renewable	植物由来の原料を利用したバイオマスプラスチック製の商品の利用を推進します。
		廃食用油等を原料とした、リニューアブル燃料の使用や製品づくりの活動を支援します。

## 〈環境配慮指針〉

### 住民の取組

- マイ箸・マイボトル・マイバッグなどを活用し、不要なものを買わないようにする取組（Reduce）に努めます。
- 使用可能な不要品は、フリーマーケットやバザー、フリマアプリなどに出品し、再利用（Reuse）に努めます。
- ごみの分別を徹底し、再生利用（Recycle）に努めます。
- バイオマスプラスチック製の袋や容器の使用（Renewable）に努めます。

### 事業者の取組

- 再生紙の利用を徹底します。
- ペーパーレス化を推進します。
- 過剰な包装を抑制します。
- 再資源化可能な製品の開発に努めます。
- 事業所から排出される廃棄物の分別、適正処理を徹底します。

## 個別目標Ⅱ. ごみの適正処理の推進

### （１）課題

- 図 4-4 に示すとおり、秩父広域市町村圏組合では、プラスチック類を可燃ごみに含めて収集しているため、一般廃棄物中のプラスチック割合が高く推移しています。今後、プラスチック類を分別して回収し、再資源化する循環システムを構築することで、温室効果ガスの削減にも寄与する取組が求められます。

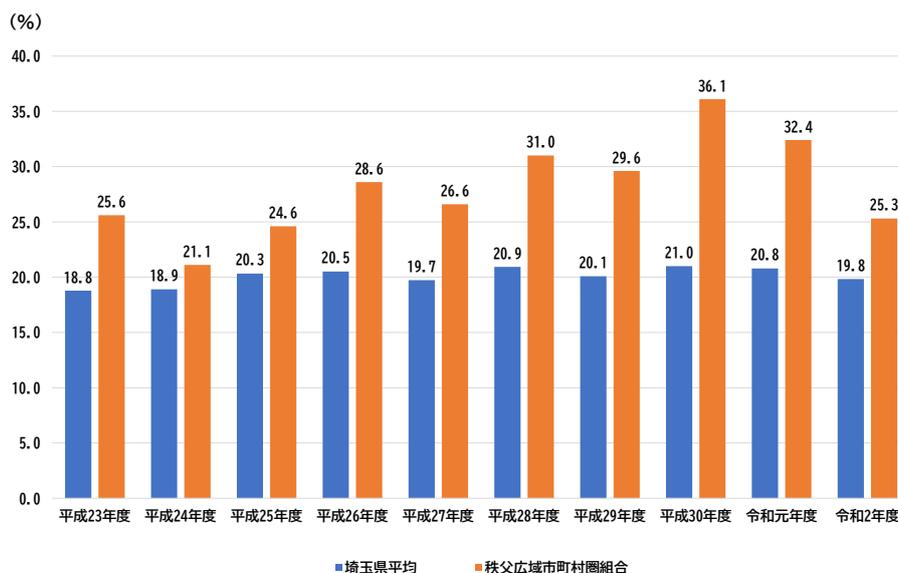


図 4-4) 可燃ごみに占めるプラスチック割合の比較

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より作成

## (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①プラスチックごみの削減	可燃ごみとプラスチックごみの分別を検討します。
	プラスチックごみのリサイクル施設の設置を検討します。
	海洋プラスチック及びマイクロプラスチック問題の周知に努めます。

### 〈環境配慮指針〉

#### 住民の取組

- 買い物の際は、マイバッグを持参します。
- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 店舗で配布される、プラスチック製のスプーンやフォーク、ストローなどは極力受け取りません。

#### 事業者の取組

- プラスチックごみの分別・リサイクルに努めます。
- 自社において、職員の使い捨てのプラスチック製品の使用抑制を推進します。

### 環境目標3. 【自然環境】自然と調和し、生物多様性に富んだまち (生物多様性地域戦略)

#### 個別目標 I. 水辺環境の保全

##### (1) 課題

- 住民意識調査の結果から、“秩父ならではの”を感じる魅力についての項目で、「安全性（災害への強さ）」に次いで「水資源（河川や湖沼、滝等）」が2番目に多い結果となりました。また、10年前と比べた環境の変化についての項目では、「川や池などの水のきれいさ」が「悪くなった」という回答が最も多い結果となりました。今後、河川や湖沼等において「水がきれい」と感じられるための取組が求められます。
- 水辺に生息する希少な動植物を保護するため、外来生物の防除対策等により、水辺環境の保全を図る必要があります。

##### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①水辺環境の美化	河川の水質調査を継続し、適切な水環境の維持・監視に努めます。
	河川での不法投棄の減少に努め、良好な水辺の景観を創出します。
②水域の生態系の保全	河川や湖沼等の生態系の実態把握に努めます。
	外来生物の周知に努め、防除を図ります。
	自然観察会を実施し、市内または町内の水域の生物多様性への意識啓発を行います。
	各市町の住民団体が自主的に行う生物多様性の保全活動を推進します。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 家庭排水による環境負荷を理解し、洗剤の使用を最小限に抑えます。
- ごみはポイ捨てせず持ち帰り、適切に分別、処理します。
- 水辺環境の美化活動に参加・協力します。

##### 事業者の取組

- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。
- 適切な排水処理に努め、水辺環境の美化活動に参加・協力します。
- 河川の維持管理及び河川環境の整備と保全に協力します。

## 個別目標Ⅱ．森林・農地の整備と保全

### (1) 課題

- 住民意識調査の結果から、圏域の自然景観や風景、自然環境が気に入っているという意見が多く得られました。また、住民の関心が高い環境問題として「身近にある森や林などの緑や、自然の風景の減少（遊休農地や山林の荒廃等、原野化等）」を多くの方が選択されたことから、圏域内において農林業を通じて形成されてきた里山的自然環境の保全と活用が求められます。
- 埼玉県にある森林のうち、約6割を占める圏域の森林を整備し、温室効果ガスの吸収量の向上を目指す必要があります。

### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①森林の整備と保全	計画的な下草刈りや間伐などの整備に努め、森林の適切な維持管理を図ります。
	整備した森林の面積や樹種、樹齢などを把握し、温室効果ガス吸収源の確保に努めます。
	圏域の景観資源として良好な緑地の維持に努めます。
	公共施設の屋上や壁面の緑化に努めます。
②農地の保全と活用	遊休農地や耕作放棄地の利活用を推進します。
	環境保全型農業の支援に努めます。
	農地の集積・集約を推進します。
	農道や農業用水路などの適切な維持管理に努めます。
	新規就農者を支援し、担い手の確保を図ります。
	農業体験イベントの開催に努めます。
	秩父地域鳥獣害対策協議会による事業を推進し、被害の削減に努めます。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 体験型の森林環境教育に参加・協力します。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。
- 農林産物の地産地消を推進します。

##### 事業者の取組

- 事業所の敷地内の緑の創出と保全に努めます。
- 遊休農地を活用した事業に参加・協力します。

## 個別目標Ⅲ. 生物多様性の保全

### (1) 課題

- 圏域における、現在の動植物の生息・生育状況の情報が不足していることから、動植物の生息・生育調査を実施し現状を把握することが求められます。
- 様々な視点で生物多様性の保全に取り組み、適切な保全措置を講じる必要があります。

### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①動植物の生息・生育環境の保全	圏域の生態系の現状を把握するため、動植物の現地調査を必要に応じて行います。
	生物多様性の保全を推進する住民活動団体などを支援します。
	生物多様性の普及啓発を図り、観察会などの自然と触れ合うイベントを開催します。
	エコロジカルネットワークの形成に努めます。
②外来生物対策の推進	外来生物に関する情報の周知に努めます。
	外来生物の防除対策を促進します。
	外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「拡げない」）の意識啓発を図ります。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 行政や住民団体が主催する観察会などの自然体験イベントに積極的に参加します。
- 自宅で飼っているペットは、最期まで責任を持ち、適切な方法で飼育します。

##### 事業者の取組

- 事業所の敷地内や周辺環境で生物多様性の保全に取り組みます。
- 土地の開発の際は、生息・生育する動植物への影響を考慮した、適切な保全対策を行います。
- 行政や住民団体が主催する自然体験イベントを支援します。

## 環境目標4. 【生活環境】安全・安心で快適な環境が確保されたまち

### 個別目標 I. 景観美化の推進

#### (1) 課題

- 住民意識調査の結果から、不法投棄防止に対する意見が寄せられています。河川敷や森林等での景観を損なう不法投棄の防止や、良好な生活環境の維持が求められます。

#### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①まちの美化の推進	土砂たい積・不法投棄への監視体制を強化し、防止対策を講じながら意識啓発を図ります。
	河川敷や主要施設の周辺等で清掃ボランティアを実施し、住民参加型の美化活動に取り組みます。
	圏域の豊かな自然や文化的特性を活かした景観の保全に努めます。
	空き家や空き地を適正管理し、利活用を促進します。
②文化的環境の保全	住民や観光客への文化財の周知に努めます。
	文化財とその周辺の環境保全に努めます。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 清掃ボランティアなどに積極的に参加します。
- 文化財とその周辺の環境保全に努めます。

##### 事業者の取組

- 事業所周辺の環境美化に努めます。
- 文化財とその周辺の環境保全に努めます。

## 個別目標Ⅱ. 安全なまちづくりの推進

### (1) 課題

- 住民意識調査の結果から、「道路などの整備」が10年前と比較してよくなったという回答が半数以上得られましたが、第1次計画の取組について「交通対策」が最も満足度が低く、最も今後の重要度が高いという結果が得られました。本計画でも、第1次計画の対策を継続、強化する必要があります。
- 前掲、「圏域の概況」で示したとおり、圏域の2021（令和3）年度における公害苦情報告件数は、大気汚染7件、騒音7件、悪臭3件、その他（不法投棄）が2件となっています。第1次計画策定時と比較し、報告件数の半減は達成されましたが、対策の継続が求められます。

### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①道路交通対策の推進	電車やバスなど公共交通機関の利用を促進します。
	道路の修繕や、拡幅工事の実施に努め、渋滞緩和への道路整備を推進します。
	住民からの情報収集に努めます。
②公害対策の推進	大気測定等の調査を継続し、規制基準の徹底と、適正な指導に努めます。
	主要道路に面する道路交通騒音調査を実施し、実態把握に努めます。
	公害に関する調査結果の情報提供を行います。
	日常生活における環境負荷の意識啓発を図ります。
	住民からの情報収集に努めます。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 道路の老朽化などの情報を行政へ報告します。
- 公害による近辺の環境の変化を行政へ報告します。
- 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却はしません。

##### 事業者の取組

- 近隣への騒音・振動や悪臭などの原因となる行為の防止に努め、公害が発生しないよう十分に配慮します。

## 環境目標5. 【環境教育・協働】各主体が連携し協働を目指す、持続可能なまち

### 個別目標Ⅰ. 環境保全に関する情報発信

#### (1) 課題

- 住民意識調査の結果から、第1次計画を知らなかったという回答が半数以上得られました。このことから、本計画の策定にあたり、計画の認知度の向上を図り、本計画の施策について周知することが重要といえます。

#### (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
① 広報媒体の利活用の拡大	各市町のホームページやSNSなどを利用した環境情報の発信を行います。
② 情報発信速度の加速	広報紙や環境年次報告書などによる環境情報の提供頻度を増やします。 環境活動団体の活動内容に関する情報発信を行います。

#### 〈環境配慮指針〉

##### 住民の取組

- 各市町の環境保全活動に積極的に参加します。
- 本計画の進捗状況について意見を述べていきます。
- 環境保全への提言を積極的に行います。

##### 事業者の取組

- 住民に環境配慮に関する情報を提供します。
- 自社で取り組む環境に配慮した活動をPRします。
- 地域の環境保全活動に取り組み、その情報発信に努めます。

### 個別目標Ⅱ. 環境教育・環境学習の推進

#### (1) 課題

- 次世代を担う子どもたちの環境教育や体験の機会を創出し、環境に対する意識を高めていくことが求められます。
- 家庭と地域とが連携した環境学習の場が必要です。
- 環境学習施設を利用した、学習機会の提供が必要です。

## (2) 環境施策

施策名	具体的な取組
①環境学習の場の提供	小学校での環境学習出前授業等を引き続き実施するとともに、環境学習に関する企画を推進します。
②各主体の参画による活動の推進	環境ボランティア活動を推進します。 環境学習会や自然観察会などへの事業者協力を図ります。

### 〈環境配慮指針〉

#### 住民の取組

- 環境学習や環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境保全への提言を積極的に行います。
- 環境学習施設を積極的に利用します。

#### 事業者の取組

- 行政が主催する環境学習や環境保全活動に協賛します。